

堺市木材利用基本方針

(木材利用の社会的背景)

第1 国において、令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(令和3年法律第77号、以下「促進法」という。)に改正され、戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎えていることから、木材利用による森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて森林の二酸化炭素吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。また、民間事業者においても事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

併せて「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」も改正され、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が新たに示された(令和3年10月1日木材利用促進本部決定)。

この堺市木材利用基本方針は、市が整備する公共建築物において木材の利用の促進を図るため、促進法第12条第1項の規定に基づき、「大阪府木材利用基本方針(令和4年5月改正)」に即して、必要な事項を定める。

(木材利用促進の意義)

第2 森林は、水資源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活を営むうえで重要な役割を担っている。これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程から発生する木材を有効に利用することはとても重要である。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であるなどの特性を有している。

このため、木材利用を促進することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、堺環境戦略に掲げる脱炭素都市の実現に向けた、二酸化炭素の排出抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大、資源の有効活用につながるものである。

(用語の定義)

第3 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。

- (3) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

(市が整備する公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市は、促進法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において木材の利用に努める。

(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標は次のとおりとする。

- (1) 市が整備する低層の公共建築物においては、木造化に努める。
- (2) 市が整備する公共建築物においては、木質化に努める。また、公共建築物の模様替え又は改修にあっても、木質化に努める。
- (3) 市が実施する土木工事や施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所において木材の利用に努める。
- (4) 市が所管する建築物における備品及び消耗品の導入に当たっては、可能な範囲で木材を使用した製品の導入に努める。
- (5) 使用する木材については、可能な範囲で奈良県吉野郡東吉野村及び和歌山県田辺市等の国内友好都市並びに大阪府をはじめとする関西広域連合構成府県内等の国産材の利用に努める。

2 次に掲げる場合、前項は適用しない。

- (1) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合
- (2) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化又は木質化が困難と認められる場合

(その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第6 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物の整備において考慮すべき事項

市は、公共建築物の整備に当たっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

(2) 木材の利用の促進に関する情報の収集及び提供

市は、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供することにより、木材の利用の普及に努める。

(3) 民間事業者への要請

市は、木材利用拡大のため、木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報提供等を積極的に行い、民間事業者が整備する建築物等においても積極的な木材利用を要請する。

(4) 木材の利用の推進体制

市は、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用に取り組めるよう努める。

(5) 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定締結の申出があったときは、応否の判断を行うとともに、締結後は協定に基づく取組を支援することより木材利用の促進を図る。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年5月1日に一部改正する。